

肥後宗像家文書を中心にみる天正十四年以降の宗像家の去就：謎の人物「宗像才鶴」の研究動向を含めて

花岡，興史
九州大学大学院比較社会文化研究院

<https://hdl.handle.net/2324/4845497>

出版情報：Okinoshima research monograph. 8, pp.39-66, 2022-09. Preservation and Utilization Council of the Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region
バージョン：
権利関係：

肥後宗像家文書を中心にみる天正十四年以降の宗像家の去就 ―謎の人物「宗像才鶴」の研究動向を含めて―

花岡 興史

はじめに

世界遺産となった宗像大社の最後の太宮司といわれている宗像氏貞の子孫が肥後宗像家である⁽¹⁾。従来、太宮司家である宗像氏の子孫は、氏貞没後に断絶したと研究上では考えられていた⁽²⁾。しかし、同家は、豊臣秀吉文書をはじめとして多くの史料を所持しており「宗像」という名跡と氏貞の血脈を今日まで繋いでいる。つまり、現在確認できる太宮司宗像家の唯一の子孫であるといえる。よって、宗像大社所蔵の文書群が「宗像大社文書」「宗像家文書」などと呼ばれていることと峻別するため同家が所持していた文書群を「肥後宗像家文書」と呼んでいる。

従来、宗像大社関係の文書群は『萩藩閥閥録』にあるように、氏貞の娘と婚儀をもった草薙重継が受け跡式を継いだというのが研究上の「常識」であった。それは、宗像氏の系図等で草薙氏が跡を継いだ記述になっていることからわかる。しかし、結果的に宗像を名乗らない草薙氏が跡を継いだとはとても理解できない。実際、同氏は天明七年（一七八七）十一月、

胤継の代に宗像大社関係の什書を返納しており⁽³⁾、跡式を継いだとはとても考えられなかった。

この様な意味においても「肥後宗像家文書⁽⁴⁾」の存在は相伝経緯を含めて重要視されるべきである。

本稿では、現在考えられる正統な宗像太宮司宗像氏貞の唯一の子孫である「肥後宗像家」所有の文書群が、時間差で熊本県球磨郡多良木町に寄贈され、それに伴い次々に新しい発見があり、従来の学説や著者による認識が段階的に変化していく過程を述べることにする。つまり、歴史学の研究は、最前線において史料発見がされたことにより、次々に新事実が明らかになっていくといったダイナミズムを伝えることが必要だと感じるからである。

この趣旨のため段階ごとに得られた知見を述べていく手法により著すもので、それぞれの段階では不明であることは不明とし、読み進めるに従って新しい事実が判明していく様子を本稿をとおして感応して頂きたい。

第一章 肥後宗像家文書の発見の経緯

(二〇一九年九月十八日記者発表)

令和元年(二〇一九)九月十八日に多良木町にてプレスリリースをおこなった。この時に豊臣秀吉文書二点を公開し、熊本県多良木町に在住した宗像家(肥後宗像家)が、この文書を所持していたことから、実は断絶していたと思われる宗像大宮司宗像氏貞の子孫が熊本県で「宗像」という名跡と氏貞の血脈を伝えていた。つまり正統な子孫であるということを発表した。ただ、この時点で宗像家が所有していた文書群の正式な名称は決定しておらず、「熊本宗像家」としている。

この時、配布した著者執筆によるプレスリリース資料^⑤は、このことを端的に表しているので、やや長くなるがここにその全文を掲載する。なお、本資料は横書きの公文書であったため本稿に掲載するために便宜上フォント等を変更した部分もある。

資料A (令和元年九月十八日記者発表)

熊本県多良木町で発見された宗像家文書について

九州大学 比較社会文化研究院
博士(比較社会文化) 花岡興史

はじめに

宗像氏は、福岡県宗像市にある宗像大社の大宮司家である。宗像大社は、二〇一七年(平成二十九年)に「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産の一つとして、世界文化遺産に登録されている。

その先祖は、古代の筑前国の豪族である胸肩君(むなかたのきみ、胸方・胸形・宗形等とも称する)までさかのぼることができる。胸肩君は、荒海の玄界灘を渡る航海術に長け、孤島沖ノ島を海上の守護神として信仰していた。

七世紀には、宗形徳善の娘、尼子娘(あまこのいらつめ)が、天武天皇に嫁ぎ、後に壬申の乱で活躍する高市皇子(たけちのみこ)の母となっている。

すなわち大宮司家である宗像氏は、古代から海の領主として、古代末から中世には最も積極的に海外貿易を行っており、九州における貿易の中心的役割をはたしていた。

鎌倉時代には、御家人として武士化しており、後の南北朝時代も室町幕府側につき合戦に参加している。室町時代は大内氏に属して、宛行われた所領から、黒川氏を名乗ったことがある。戦国時代は宗像大社第七十九代大宮司の宗像氏貞が一族をまとめていた。しかし、宗像

家は氏貞の病没後に断絶したといわれている。

断絶したと言われていた宗像家の子孫は肥後国に居住した。このことは近世の系譜類に記録されているが、肥後宗像家の存在は等閑視され無名であった。今回発見された宗像大宮司関係史料はこの肥後宗像家が所持・伝来したものであり、大宮司宗像家と同族であることが初めて実証された。また複数の史料に重要人物として登場するも系譜には一切名前が載らない謎の人物「宗像才鶴（読み方は不明であるが、ここでは「むなかたさいかく」とする）」宛ての文書が今回初めて発見された。しかもこれらの文書は、豊臣秀吉が才鶴に武功と知行を認める判物（史料A）と軍勢加勢への朱印状（史料B）である。あくまで仮説であるが、最新の研究では才鶴を氏貞後家Ⅱ女性としている。秀吉が女性に所領を安堵する判物はこれまでほとんど発見されていない。また感状には才鶴が軍勢を動員したことが記されており、もし女性であるならば、戦国期の武家の女性を考える上でも極めて有効な史料である。

また、才鶴は次女の夫草刈重継へ宗像社大宮司職に関する文書を譲渡した。重継が大宮司跡職を継承したためである。しかし自身に宛てた秀吉文書は手放さず宗像の名跡を継いだ三女とその婿清兵衛へと遺した。このような戦国期から江戸初期にかけての宗像家の存続および文書伝来の経緯が今回の史料によって初めて明らかとなった。

今回の新発見文書は、これまで断絶したとされる宗像社大宮司家であった宗像家が肥後国で存続した事実を立証するものであり、才鶴というキーパーソンの働きを如実に示す。宗像家研究のみならず、戦

国から江戸過渡期における武家の存続・地域における文書の伝来など、様々な考察を期待できる好史料群である。

本史料の特徴

今回発見された史料は、豊臣秀吉関係史料二通（史料A「天正十四年）十月十日付宗像才鶴宛豊臣秀吉判物」、史料B「天正十五年）三月二十八日付宗像才鶴宛豊臣秀吉朱印状」、その他である。本稿は秀吉関係史料二通のみ紹介する。

宗像氏は、天正十四年（一五八六）三月に、秀吉の九州征伐の折に大宮司である宗像氏貞（うじさだ）が急死したため、断絶したと伝えられている。

一般には、氏貞死去の時に宗像家も断絶し一族は離散して、宗像家の相伝文書は氏貞の娘が嫁いだ小早川隆景の重臣草刈重継の家に全て相伝したと伝えられている（「筑前宗像家之跡職を賜り兼領仕候」「宗像家之証文于今悉所持仕候」「萩藩閩閩録」）。このことから、宗像家の相伝史料は、草刈家に伝えられた史料にしかフォーカスがあたらなかったのである。しかし、宗像家の相伝文書の一部は、子孫の宗像家に今も伝わっている。

本史料A・Bは「宗像才鶴」宛の秀吉の判物や朱印状であり、氏貞の後には才鶴が一統を率いていることが理解できる。才鶴宛てに秀吉から判物と朱印状が発給されており、秀吉は「宗像才鶴」を氏貞の後継者として認定していたことがわかる。

この「宗像才鶴」については、現在まで「毛利家文書」によりその

存在は知られていた。例えば、秀吉の九州平定後、筑前は小早川隆景（毛利元就の三男で、毛利輝元の叔父）に与えられた。天正十五年六月二十八日、秀吉の隆景宛の朱印状には、原田弾正少弼・麻生次郎左衛門尉と共に「宗像才鶴」の名前が見える。この時、秀吉は隆景に対し、宗像才鶴に三〇〇町の領知を筑後国で与えて、「与力」として召し置くことを命じている（『毛利家文書』）。

この「宗像才鶴」について、『宗像市史』（平成十一年）では、「このことから、本領を離れ、隆景に筑後国で所領を給与されることになった人物として、原田・麻生両氏のほかに『宗像才鶴』がいたことがわかる。ところが、この名は宗像大宮司家関係の系図には一切登場しない。しかしまったく架空の人物とも言えないようで、他の史料においてもこの名は確認できる」とあり、この「宗像才鶴」については全く不明の人物としている。

さらに、『宗像市史』では、「原文書」を根拠として「これはすなわち、『宗像才鶴』が龍造寺氏らと同様に、博多町衆に諸役を賦課する実力を備えた人物であり、しかも九州平定後の戦後処理においても、原田・麻生氏らと同様に取り扱う人物として、豊臣政権によって認識されていたことを意味する」と才鶴を重要視している。

また、『宗像市史』は、既に氏貞が没しており、養子となったのは益田（七内）元祥であり、同一人物ではないので宗像才鶴については宗像大宮司関係の系図には一切登場しない「不明とせざるをえない」人物であると記し、大宮司氏貞亡き後の宗像家当主に相当する人物であると推定している。

よって、今回の発見された豊臣秀吉文書は、今まで不明であった宗像氏貞亡き後の宗像氏を実質上牽引した宗像才鶴の存在が明確になる史料である。

また、この才鶴は、氏貞後家とされている。例えば、「宗像記」「宗像記追考」によれば、「氏貞後家」に秀吉が所領を与えた記録が見え、前述の「毛利家文書」の記述と符合する部分も多く、これについて他の人物が介在しないことから、「宗像才鶴」＝「氏貞後家」であると判断できるといえる。

「大宮司系譜」によれば、晩年、氏貞の後室（才鶴）は二人の幼い娘を伴い長州三隅に移り、その時に宗像の家系と什書を残らず携えてきたとある。また、後室は一時的に備前に移っており、この時に末の娘を伴っている。この娘を備前の住人の市川氏に嫁がせ市川与七郎を宗像清兵衛と名乗らせたという。また、後室は長州三隅でその生涯を終えた。了性院には後家の石塔が建っているという。ただ、この「大宮司系譜」の三女の部分に「子孫在肥後熊本、摂州大坂」とあり、子孫が肥後熊本と明記されているにもかかわらず、この部分が注目されることは一切無かったのである。

宗像家は、おそらくその後、後を継いだ宗像清兵衛（実は市川与七郎）が宗像家に残る重要文書（豊臣秀吉文書）を引き継ぎ、小倉にて細川忠興に仕えた後にそのまま宗像家に残したのである。

つまり、才鶴は草刈家に大宮司職に関する文書を譲るも、秀吉関係の最重要文書は彼女自身によって三女に養子婿を迎えた「新生」宗像家に託したのである。

宗像家の史料をみれば、子孫は、豊臣秀吉没後には紆余曲折を経て、細川忠興に仕えている。その後、細川家の転封に従い熊本に移住し幕末まで仕えている。そのため本史料が熊本宗像家に残ったものと思われる。

この秀吉の朱印状と判物は、数奇な運命をたどり、うぶな状態を保ち宗像、長州三隅、備前、小倉、熊本という長い旅をへて、安息の地としてここ多良木の町に落ち着いたといえる。

本史料は、まさに豊臣秀吉の九州征討から徳川幕府が成立した時期の不明な点を理解する上では出色の史料といえる。この史料の発見により、大宮司家であった宗像氏と、肥後熊本に移り住んだ宗像家が初めて確実に結びついたのである。

今後に詳細な調査を行うことが望ましい。

本史料の寄贈者である宗像家について

熊本宗像家は「宗像」と名乗っているにもかかわらず、宗像大社との関係を今まで明確に主張せず、このことについて代々家内で語り継がれることもなかったようである。

宗像家については、氏貞の死去後に断絶したことを前提に今まで考察が行われてきている。しかし、宗像氏は、毛利元就家臣の市川与七郎を養子に迎えた。与七郎は宗像清兵衛と名乗り、宗像家の史料を現在まで伝える家の祖となった。

細川氏に仕えた清兵衛を祖とする肥後宗像氏は、大宮司家であった宗像家の名跡を現在まで伝える家である。細川藩に残る「先祖附」の

抜き書きには、「清兵衛は毛利家の重臣である市川少輔七郎の子で、宗像氏の養子になったが、騒乱のため宗像氏の相続が困難となった。このとき筑前国主の小早川隆景に従い、隆景の一字を賜り景延と称した。隆景の隠居後は秀秋に仕え、関ヶ原の戦い後は秀秋の備前・美作への転封に伴い従ったが、慶長七年に秀秋が没すると九州にもどり、細川忠興に仕えた」とある。しかし、この文面では大宮司宗像氏貞との関係性は全く不明であったから、今まで研究者に信びよう性に乏しい史料として扱われていた可能性が高い。

宗像清兵衛は、そうとう優秀な人物だったようで、忠興のもとでは田川郡・宇佐郡の奉行などを務め、細川忠利の肥後転封後の寛永九年（一六三三）には、田中兵庫や牧丞太夫らと共に「御国之惣奉行（今で言えば、県の総務部長カ）」に命じられ、郡奉行・代官以下を支配し、戸籍の一種である「人畜改帳」などの作成を担当した。しかし、清兵衛は同十一年十二月に罷免され、同十三年七月には切腹を命じられた。その理由は不明である。

清兵衛の死後に嫡子の加兵衛が二〇〇石で相続した。加兵衛には吉大夫、少右衛門、長五郎という三人の弟がいた。寛永十八年（一六四一）五月には細川忠利死去により、加兵衛と吉大夫は殉死している。また、三男吉大夫は慶安二年（一六四九）十二月に細川光尚死去により殉死している。これらのことは細川家記の『綿考輯録』に記載されている。殉死が可能であったことは当時の藩内における宗像家の「格」を示している。

本史料の所有者については、『綿考輯録』によれば、「加兵衛（清兵

衛の長子)ハ宗像大宮司嫡流正三位中納言宗像氏貞の子孫也、宗像之系図・秀吉公之感状・御朱印等同姓内蔵助家二伝来、内蔵助少右衛門が子孫なり」とあることから、清兵衛の三男少右衛門の家系が史料を伝えたとある。つまり、驚くべき事に細川家は、宗像清兵衛が大宮司宗像氏貞の名跡を継いだ人物であると認識していたのである。ただ、秀吉の判物や朱印状は、宗像家の先祖付には、何らかの事情があったのか掲載されておらず、このため今までの宗像氏の研究では、熊本宗像家は重要視されていなかったのである。

宗像家は、幕末まで細川家に仕えている。その後、明治時代になり政治活動のため熊本の地を離れ、この多良木の町に移住している。よって、本史料が多良木町に存在するのである。

なお、明治から大正時代にかけて衆議院議員から、埼玉県知事に転じ、青森、福井、宮城、高知、広島、熊本県知事を歴任し、東京府知事となった「宗像政」はこの宗像一族といわれている。

〔史料の概要〕

1 豊臣秀吉関係史料二通

・史料A…豊臣秀吉判物 宗像才鶴宛 天正十四年(一五八六)十月十日付

・史料B…豊臣秀吉朱印状 宗像才鶴宛 天正十五年三月二十八日付

付

〔解説〕

○史料A…豊臣秀吉判物 (天正十四年) 拾月十日

〔概要〕

豊臣秀吉が、当時の宗像氏の当主と思われる才鶴に宛てた判物であ

る。宗像氏貞の後継者である宗像才鶴の軍功を賞し、知行を保証しているものである。

〔詳細〕

豊臣秀吉が、宗像才鶴に対して島津氏の九州北上(「島津背御下知、至筑前」)を阻止した事を賞賛し、さらに知行を認めたと(「當知不可有相違」)判物である。その内容については、安国寺(恵瓊(へいけい))と黒田勘解由(孝高(よしたか))、黒田官兵衛(如水)が申し伝えることが書かれている。日付の下には秀吉の花押(「悉国平定」の「悉」の字)が据えてある。

天正十四年(一五八六)、島津義久が大友・龍造寺を下し九州北部まで勢力を伸ばしており、それを宗像才鶴が阻止している。なお、当主の宗像氏貞は同年三月四日に病没しているため、その後継者と思われる才鶴に出されたものである。

なお、島津氏は翌年四月に秀吉軍に降伏している。その歴史的背景から本文書は天正十四年のものであると比定できる。

○史料B…豊臣秀吉朱印状 (天正十五年) 三月廿八日付

〔概要〕

軍勢と軍法に不案内である宗像才鶴の指南として浅野長政を指定している。

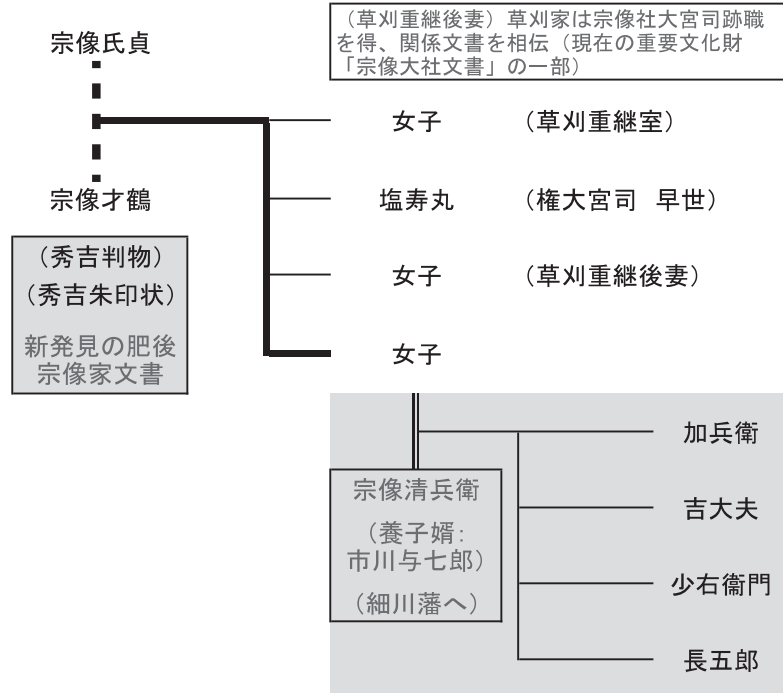
〔詳細〕

豊臣秀吉が、宗像才鶴に宛てた朱印状で、上方の人数(軍勢)と軍法については不案内であることから(「上方人数・軍法以下可為無案内候之間」)、浅野弾正少弼(長政)に相談しその折りには諸事馳走(「諸事可馳走旨」)せよという内容を伝えている。

まとめ(新しく分かったこと)

- 1 今まで断絶したと考えられていた宗像大社の宗像氏は、宗像の名跡を残しているのである。大宮司宗像氏貞の血筋は三女が市川与七郎(のち宗像清兵衛)と婚姻することにより受け継がれた。
- 2 豊臣秀吉の文書があることから、秀吉が宗像氏貞の後継者は「才鶴」であると認定していることが確実となった。
- 3 才鶴は、研究上の仮説として宗像氏貞の後家とされている。もし才鶴を女性と解するならば、女性に対して武功を示す豊臣秀吉による判物や朱印状は極めて稀なものであると考えられる。
- 4 今まで、『萩藩閥閥録』の記事にあるように、宗像家の史料はすべて草刈家に伝えられたと考えられていた。しかし草刈家は、一時、宗像と名乗るものの後に本名の草刈に帰しており、実際の名跡は継いでいない。宗像家の在り方を示す豊臣秀吉文書は宗像の子孫が受け継いでいる。大宮司宗像家の名跡は断絶していなかったのである。しかし、宗像氏の子孫が熊本にいたということが、研究上ではまったくといっていいほど検証されていなかったようである。
- 5 新発見の史料は、豊臣秀吉の九州平定や大宮司宗像氏の研究を更に発展させる発見である。いままでは、史料の限界により不明な部分が多かったのが明らかになったのである。

<宗像家系図>



新発見史料から見る宗像家系図(戦国期から近世初期)

参考「訂正大宮司系譜附記」
※網掛けの部分が新しく分かったこと

以上が令和元年九月十八日にプレスリリース資料として配布し、その後二点の秀吉文書の展示会で配布したものである。

この中で、新発見の豊臣秀吉判物と朱印状から関連資料を調査し新しく得られた知見は次の三点である。

① 従来、断絶したと言われていた宗像大社の大宮司宗像氏貞の嫡流子孫が細川家の家臣となり、熊本でその名跡と血脈を繋いでいた。それが肥後宗像家である。

② 細川家史料の「先祖附」や『綿考輯録』に肥後宗像家が宗像大社大宮司嫡流の子孫であると明記されており、江戸時代においても肥後宗像氏が宗像大社大宮司の子孫であると認識されていた。

③ 宗像大社の相伝文書は全て小早川隆景の重臣草薙(本文中では草刈)氏が引き継いだと考えられていたが、秀吉文書など肥後宗像家の正統性を示す重要な文書は同家が受け継いで現在まで伝えていた。

以上の内容は、今までの宗像大社および宗像氏の研究の中では全くいわれていなかった事であり、それが明かになったことによりメディアで大きく取り上げられ全国的に注目された。

ただ、才鶴女性説に対しては、この時は批判する知見を持ち得ておらず学説として紹介したのみとなった。

その後、新たに判明した内容について著者は、同年十一月四日付けの『西日本新聞』に寄稿し、その記事に「熊本で『名跡』つないだ子孫の存在」「断絶された宗像大宮司家 秀吉文書から分かること」と題して、今までいわれてこなかった肥後宗像家が「大宮司家の正統な子孫であることを着想方法

も含めてプレスリリース資料を元に著した。また、その詳細について、令和二年(二〇二〇)三月発行の『沖ノ島研究』第六号に「新発見の豊臣秀吉文書と肥後宗像家」と題した論文を執筆している。

このプレスリリース資料を見た桑田和明氏は^⑥、「肥後宗像家」について令和二年三月発行の『宗像市史研究』第三号^⑦にほぼ同じ内容で「研究ノート 新出宗像才鶴宛豊臣秀吉文書と宗像才鶴」という文章を掲載した。この中で、桑田氏は「はじめに」の部分で「本稿では、まず新出の才鶴宛秀吉文書の写真と解説文を掲げ、内容を考察する。次に文書を伝えた肥後宗像氏と宗像氏との関係を考察する」としているが、桑田氏は著者作成の公知のプレスリリース資料について、適切な引用をしておらず、本件に関する学問上のプライオリティーが著者にあることは、この場を借りて明確にしておきたい^⑧。

第二章 秀吉文書の宛所にある宗像才鶴について

一 宗像才鶴研究の端緒と女性説の出現

前述のように、肥後宗像家の存在が明らかになったことにより、宗像氏研究は新たな局面を迎えることとなった。しかし、問題として残ったのが宗像才鶴に関する諸問題である。

宗像才鶴については初めて具体的に言及したのは知見の範囲では、本多博之氏である。本多氏は『宗像市史』^⑨(平成十一年)の中で次の様に述べている。以下にその内容を紹介する。

天正十五年（一五八七）に九州平定を終えた秀吉は、筑前一国と筑後二郡・肥前一郡半を小早川隆景に与えた。宛所不明であるが、同年六月二十五日付けの秀吉朱印状^⑩では、その際に筑前の国人領主の「立花」「宗像」「秋月」「原田」の各氏が支配領域の中に組み込まれていることが分かる。また、同年六月二十八日付けの隆景宛の秀吉朱印状^⑪では、原田弾正少弼（信種）・宗像才鶴・麻生次郎左衛門尉にそれぞれ四百石・三百石・二百石の領知を筑後国内であたえて「与力」としている。よって、隆景から所領を給与された中に「宗像才鶴」がいる。しかし、この人物は、宗像大宮司家関係の系図には一切登場しない。

しかし、まったく架空の人物ではないようで他の史料（「原家文書」）でも名を確認できる^⑫。例えば四月二十三日に石田三成・大谷吉継・安国寺恵瓊が、連署により戦禍で荒廃した博多に町衆の還住を促進するために諸役の免除を龍造寺民部大夫・原田弾正少弼・立花左近将監・宗像才鶴に命じている。

このことから本多氏は、「これは『宗像才鶴』が龍造寺氏らと同様に、博多町衆に諸役を賦課する実力を備えた人物であり、しかも九州平定後の戦後処理においても原田・麻生氏等と同様に取り扱うべき人物として、豊臣政権によって認識されていたことを意味するのである」としている。

ただ、本多氏は、大宮司氏貞はこの段階では病死しており、養子となつたのは、大宮司系図によれば益田（七内）元堯^⑬であり、同一人物ではないので「宗像才鶴」は不明とせざるをえない、としている。

また、『宗像記』には筑前国が隆景に与えられた時、その内の五村が氏

貞の後家に与えられたという記載がある。また『宗像記追考』には、筑前国夜須郡の内の二〇〇町と筑後国高野郡内（竹野郡カ）の二〇〇町の都合四〇〇町が氏貞後家に与えられたという記事がある。つまり、若干の内容は異なるものの隆景の支配下に置いて氏貞後家に所領給与がおこなわれたと見ることが出来る。

よって、「大宮司氏貞亡き後の宗像家当主に相当する人物、つまり『宗像才鶴』を氏貞後家に想定することも可能かも知れない」としている。

本多氏は、宗像才鶴について記述のある六月二十八日付けの朱印状と、四月二十三日付けの龍造寺他宛て石田三成他連署状の二点に注目し、関連資料である六月二十五日付けの朱印状と『宗像記』・『宗像記追考』により他の関連史料に該当する人物が登場しないことから氏貞後家である可能性を述べたのである。

ただ、本多氏は「現段階ではこのことを立証する材料は乏しく、可能性の存在を指摘するに留めたい」とあくまで自説に対して慎重な表現をおこなっている。しかし、この本多説は多くの研究者に影響を与えた。例えば、平成二十七年に発行された『豊臣秀吉文書集』^⑭に掲載された天正十五年六月廿八日付けの小早川隆景宛の朱印状には、筑後国内三〇〇石を宗像才鶴他に引き渡す内容が書かれている。この「宗像才鶴」のか所に括弧書きで「氏貞後家」と説明する記載が確認できる。

この様に才鶴女性説は後述するように一般的に浸透していった。

二 その後の宗像才鶴女性説の追隨

この本多氏の慎重な姿勢に対し、女性説をさらに押し進めたのは前述の桑田和明氏である。同氏は、本多氏が才鶴女性説の着想に用いた五点¹⁵の史料と論理展開をそのまま利用し自分の文章として、「宗像氏の当主が不在で、『宗像記追考』には氏貞後室に秀吉から所領が宛行われたとあることとあわせ、宗像才鶴は氏貞の後室と考えられる」とやや断定調の表現にしている¹⁶。つまり、本多氏の着想により導き出され、かつ「立証する材料は乏しい」ということで慎重に示された才鶴女性説を、本多氏が抽出した全く同じ五点の史料に何も付加せず、従来の内容のみで「後室と考えられる」と強調しているのである¹⁷。

この様に、才鶴女性説は桑田氏によって、理論的に大きな進展も見せず、に浮上したともいえる。

ただ、この説は、前述の令和元年（二〇一九）九月十八日、著者が多良木町にてプレスリリースをおこなった宗像才鶴宛ての二点の秀吉文書が、メディア等で興味を引く「秀吉が認めた女城主」等の表現でクローズアップされ市井に注目されることとなった。翌日の西日本新聞の記事（小川祥平記者）には才鶴について著者が紹介した『宗像市史』の記事を元に不明の人物としている。また、著者のプレスリリース資料と発表内容を掲載し「秀吉が才鶴を氏貞の後継者で直接の家臣とみていたことが分かる貴重な史料」「大宮司家は途絶えたが、そこにつながる一族が宗像の名を守り熊本で続いていたことが立証された」と記載されており内容的には発表の趣旨に沿うものであった。しかし、同記事の中で桑田氏はコメントとして「才鶴が秀吉から認められていたことが分かり、後室である可能性がより

高まった」と女性説を強調している。当然のことながら、この秀吉文書二点の発見だけで、女性説が高まったことはあり得ず、このコメントは全く根拠を欠くものであった。

しかし、メディア的には興味を惹く女性説は浸透し、出典は省くものその他社新聞には「宗像妻？宛て 文書発見」「秀吉 宗像氏貞の妻に文書」「秀吉、女性を武家当主と認めた書状」など多くの表現がみられた。

その後、才鶴が女性か否かは関連史料が出現しないこともあり、本質的に本多説から全く進展することなく市井を賑わすこととなった。

三 宗像才鶴についての新知見

新しい史料の発見もなく停滞することとなった才鶴女性説について、藤野正人氏は全く別の発想から研究に一石を投じた¹⁸。

藤野氏は、今回の秀吉文書の記者発表を踏まえ、前述の本多・桑田両氏の論考を再検証し、新たな考察をおこなっている。さらには、河窪奈津子氏の見解¹⁹を含めこれらを総合し次のようにまとめている。少し長いが、今回発見された秀吉文書に記された渦中の人物である「宗像才鶴」に関する重要な考察であると考えられるので、次にその概要を記す²⁰。

天正五年（一五七七）十一月廿日に宗像氏貞による宗像大社第一宮本殿の上棟式の棧敷に「権大宮司塩寿殿様」の出仕がみえる²¹。この塩寿は、「訂正宗像大宮司系譜」²²には夭逝した氏貞の嫡男とあるが、それは誤記で益田氏から養子入りした景祥と同一人物としている²³。塩寿が景祥と同一人物であれば養子縁組の時期は上棟式以前となる。

このような先行研究について、藤野氏はいくつか問題提起をおこない、それに対し見解を述べている。

まず、益田景祥の生年を「永代家老須佐益田家系図」に「寛永七年（一六三〇）七月十三日山口ニ於テ卒ス行年五十六イ四」とあるのを根拠に、逆算し天正三年もしくは五年とした。そうであれば、養子にしては景祥があまりにも幼少で、当時、宗像氏は大友氏を上級領主としているが、大友氏と敵対していた毛利氏を上級領主とする益田氏から養子を入れることが果たしてできたのかということである。また、当主宗像氏貞も、天正五年の段階では三十三歳であると推測できることから養子縁組をする必要は考えられない。

次に、宗像氏貞が大友氏と明確に敵対関係となるのは、天正九年（一五八一）十一月の吉川庄合戦以降であり、大友氏の全盛期であった天正五年の時点で、宗像氏が毛利氏傘下の国衆である益田氏から養子を迎えることは困難であった。

また、氏貞の嗣子で、権大宮司である塩寿の「塩」に注目すると、氏貞と婚姻した臼杵氏の養父である大友義鎮の幼名は「塩法師」であり、弟晴英の幼名は「塩乙丸」であることから、塩寿は「大宮司系譜」にあるように氏貞の早世した実子としての可能性を指摘できる。よって、「大宮司系譜」の七内元堯を訂正して景祥とすれば、天正十四年に十歳で宗像氏貞の養子になり、文禄四年（一五九五）の兄広兼の死去により十九歳で縁組みを解消していることになる。他にも、『上井覚兼日記』の天正十三年十月十一日の条によれば、秋月氏が島津氏撤退後の立花城の対応について談合をお

こなう国衆の中に宗像氏も含まれている。これは、島津側の陣営に宗像氏を引き込みたいという秋月氏の意図も読み取れ、戦禍が筑前に向かいつつあった情勢の中で、翌十四年三月四日、氏貞は死去するのである。

このような状況を理解した中で、再び「才鶴」に注目すると、天正六年（十二年推定、吉川元春の森脇次郎四郎宛書状²⁴）に「ますた才鶴」の名前がみえる。益田元祥の妻は元春の女で、文中の「はしか」つまり発疹の病名からこの「才鶴」とは幼年期の名前であると考えられる。このことから、才鶴は元春の孫にあたり、元祥の子息である可能性が高いとする。さらに、益田氏の系図上には「才鶴」の幼名から特定できる人物はないが、景祥の兄弟や子において「才蔵」「才八」などの「才」の文字を使用する人物が複数確認できることから益田氏男系の子供である可能性が高く、元祥の確認できる十一人の子供で、幼名「才鶴」の可能性があるのは、長子「広兼」、次男「景祥」にかぎられる。つまり、それは景祥のことである。

よって、景祥が宗像氏と養子縁組したのは、天正十四年と考えられ、「才鶴」は益田景祥が「七内」と若名を名乗る以前の幼名である。

以上が藤野氏の見解の概略である。吉川元春の書状に「ますた才鶴」とあり、それを氏貞の養子となった景祥と同一人物とし、その時期を天正十四年とした点では、従来の学説を凌駕した画期的な見解ともいえる。

藤野氏の見解は、従来、根拠に乏しいながらも一辺倒であった女性説に対し、全く与せず史料を精読し才鶴の正体を益田景祥としたことは注目に値する。

藤野氏は、他にも、河窪氏が「宗像家系図」等にある氏貞の実子で早世

した「塩寿丸」は実は益田元祥の次男景祥の間違いであることから、氏貞の実子「塩寿丸」は存在しないという内容²⁶や、桑田氏がこれを受け「氏貞の子は女子しかおらず²⁶」と述べたことに疑問を呈している。これについては、「塩」の字に注目し「塩寿丸」と臼杵氏との関係を導き出しその存在を認め、「七内元堯」を訂正し単純に「景祥」と改めることで「宗像家系図」等に問題が生じないという。

宗像才鶴を益田から養子として来た景祥の幼名とするだけで、今までの「宗像家系図」と今回発見された秀吉文書二点の宛所ある「才鶴」が特定できるのである。この藤野氏の説は、才鶴女性説と異なり淀みなく読めて論理的に矛盾を感じなかった。

ただ、藤野説に従えば、幼い才鶴に秀吉が判物や朱印状を発給するかという疑問も残っていた。何故なら、天正十四年の時点で、急死した大宮司氏貞の後を継ぎ、島津軍の侵攻を防いだ功績がある人物として秀吉判物が発給されていることや、前記した天正十五年四月二十三日に石田三成他が、連署により戦禍で荒廃した博多に町衆の還住を促進するために諸役の免除を宗像才鶴他に命じている（「原文書」）ことなど、果たして幼少の人物に務まるかという疑点をこの時までには著者は持っていた。

四 藤野説に対するその後の反応

宗像才鶴の正体について、前述の本多氏に端を発しその着想方法をそのまま桑田氏によって引き継がれた才鶴女性説のみであったところに、藤野氏による益田氏からの養子であるという新知見が得られたことにより、

議論が活発になってきた。

例えば「朝日新聞」の今井邦彦記者は、令和二年（二〇二〇）二月二十日付けで、「『宗像才鶴』女性？男性」²⁷という五段組の特集記事を掲載した。多良木町から二点の秀吉文書が発見され、その宛所がいずれも「宗像才鶴」であったことから、この人物が存在した時代背景から始まり、女性説と益田景祥説を解説したものであった。その中で各の説を主張する者のコメントを括弧書きで掲載している。

この中で桑田氏は新修宗像市史編集委員中世部会長という肩書きで「女性が当主になったのは先代当主の急死という緊急事態に対処するため、戦国時代は例のないことではなかった」と女性説を強調している。また、前述の河窪氏も宗像大社文化局学芸員として「宗像氏側の史料には才鶴の記述がまったくなく、才鶴の名前でも出された文書も一つもない。今は氏貞の妻とみるのが一番妥当だと思うが、決め手はありません」と宗像関係者は藤野説に対して否定的であるが、それについての根拠は無く、従来の女性説に固執している感は否めない。

これに対して藤野氏は「宗像氏側の史料では、養子は氏貞生前の一五八〇年（天正八）に益田家に戻ったとあるが、景祥は一五九五年（文禄四）の兄の死まで、宗像にいた可能性が高い（括弧書きは著者による）」とし、景祥が益田に帰った後に氏貞三女が秀吉文書等を受け取り現在まで伝えている可能性を高めた。

藤野氏の見解もあるが、著者はそもそも当初から一貫して才鶴は女性であると考えていない。一次史料ではないが、「大宮司系譜」の氏貞三女の

部分に「氏貞之後室來長州之後、暫住備前国、于時具末女、備前住人嫁市川氏、依之市川与七郎改宗像清兵衛、子孫在肥後熊本、撰州大坂、氏貞後室後又歸長州三隅卒」とあることに当初から注目していた。この才鶴がもし後室であるなら、当然に本人の活躍を証明する秀吉文書二点などの所持を根拠に、大宮司宗像家の存続をかけて宗像を拠点として一族を差配するイメージを持つが、「大宮司系譜」からはそのように読み取れない。このことから、著者は同記事に「宗像氏貞の妻が『才鶴』かどうかは不明だが、この妻が三女と結婚した市川与七郎に宗像の名を継がせ、家柄を証明する秀吉の文書を託したのだろう」とコメントしたように、あくまで後室は宗像家を影で支え、その名跡と血脈を肥後宗像家に託した印象を持っていた。

五 「宗像才鶴」が記載された家系図

藤野説が出された後にも肥後宗像家文書の追加調査をおこなった。やはり、才鶴について記載がある一次史料は、今まで示した秀吉判物と朱印状だけである。しかし、今回、調査した中で二次史料ではあるが、才鶴の出自を具体的に記したものがあつた。十分に検証の余地を残すものではないが、ここに掲載し考察をおこなう⁽²⁸⁾。

本史料は、宗像家に伝来する家系図にある記載で信ぴょう性は高くはないと考えられるが、才鶴の名が氏貞の養子として明確に記載されており興味深い。まず、氏貞の項をみると、「氏貞ニ子無キニ依テ秋月家ノ息ヲ養子トシテ大宮司ヲ相続ス、才鶴ト云」と氏貞亡き後に、秋月家の子息を養子として大宮司を相続させており、その名を才鶴とすると明記してあ

(史料一) 肥後宗像家文書
宗像家系図(抜粋)

氏貞

(前略) 天正十五年^(十四カ)三月四日病死、法名即心院一以、氏貞死後
深田中務少輔氏益暫社務ヲ司ル、氏貞ニ子無キニ依テ秋月家ノ
息ヲ養子トシテ大宮司ヲ相続ス、才鶴ト云

女子 草刈隼人室

某才鶴

実ハ秋月ノ子也、^(天正カ)慶長十四年ノ比肥後・筑前・筑後騒乱ノ節、
度々薩摩勢ヲ追崩ス戦功ニ因テ、秀吉公ヨリ感状賜ル、其後
秋月家ニ継子ナキニ因テ才鶴秋月ニ帰ルト云、毛利家ノ臣市
川^(少輔カ)庄七郎ノ子ヲ養テ大宮司ヲ継シム

る。ただし、才鶴が大宮司を相続した事実は確認できない。

氏貞の系図の次には「某」とありその下に「才鶴」の名を記す。秋月の子であり、天正十四年(一五八六)からの薩摩勢を追い崩す戦功によって、秀吉より感状を賜ったことも記されている。その後、才鶴は秋月に帰ったことにより、毛利家の家臣市川庄(少輔)七郎つまり市川元教⁽²⁹⁾の子を養子にして大宮司を継がせたとある。

秋月氏は、島津氏に与し筑前・豊前、筑後などに所領を拡大し、天正十

三年の岩屋城の戦いでは、大友家臣の高橋紹運を攻撃している。つまり、天正十四年の段階では一貫して、島津氏側についているので素直にこの内容を信じることは出来ない。しかし、前記の藤野氏も引用した『上井覚兼日記』の天正十三年十月十一日の条³⁰によれば「秋月より橘城未落去候間、彼城へ一御行被成、麻生・宗像之事、御所勘^(感力)被成候様ニ御才覚候て、其後豊州へ被招懸へき事、可為肝心之由也」と立花城を攻略した上で、麻生・宗像両氏を味方に組み入れ、対大友氏に備える事が著されている。この内容から、秋月氏は宗像氏との関係性を重視していたことがわかる。つまり、天正十四年から翌年の秀吉の九州平定までは、刻々と激変する九州の状況は秋月氏にとっても気がかりであった。自家の保身を考えるなら、氏貞亡き後の宗像氏と関係性を有効に保つために自家から子息を出すこともあり得ない話ではない。

ただ、今まで述べた内容は、「宗像家系図」に基づく推測であるということに留めておきたい。しかし、才鶴が秋月氏より養子に來たという認識は、氏貞亡き後の肥後宗像家にとって長年にわたり語り継がれている。また、藤野説に鑑みるならば、この「宗像家系図」の秋月の部分を益田に読み替えれば最後の部分の「大宮司ヲ継シム」を除き年号等を修正すれば符合する部分が多いこともこの系図の特徴である。

第三章 宗像氏家督についての新発見史料

(二〇二一年四月二十日記者発表³¹)

令和元年(二〇一九)の記者発表の段階では、宗像氏の家督については不明な点も多かった。その後の調査の中で新たに家督について記載された史料を発見することが出来たので、ここに紹介し検証したい。

(史料二) 益田全鼎・元祥連署書状(肥後宗像家文書)

宗像方家督之儀、被申上付而、從 吉田様被対御父子へ御紙面、拜見仕候、当時御引合旁々多々可有御座之処、御懇意之段、外聞実忝存候、委細者朝枝因幡守殿へ申入候之条、以其辻可然之様御請奉頼候、此由得御意候、^(高明)恐惶謹言

六月十三日 元祥(花押)

元春

元長 参 貴報

吉川元春・元長宛の益田全鼎・元祥連署の書状である。なお全鼎は元祥の父藤兼の戒名である。宗像家の家督について元春・元長の意見を知り、その返事を詳しくは、朝枝因幡守に申し入れることを伝えている。

益田氏は、石見国(現島根県西部)の有力豪族である御神本^{みかもと}氏の一族で、江戸時代は長門国萩藩の国家老となる。永享三年(一四三一)兼理^{かねたたり}のとき、大内氏に従い少弐氏と闘い戦死している。藤兼(全鼎)は大内氏滅亡後に吉川元春の仲介で毛利氏につかえ、その子元祥は元春の女を室にむかえ、毛利輝元のもとで石見・出雲・長門・周防・筑前の五か国に所領を有した。

また、天正六年（一五七八）には宗像大社が遷宮を行った時の木材の一部は益田で調達されている³²。関ヶ原の戦いの後、毛利氏が長門・周防二国に減封されると、長門国須佐（現山口県萩市須佐）に移った³³。

本文中にある「吉田様」については不詳であるが³⁴、「朝枝因幡守」とは、おそらく吉川氏の家臣朝枝高明のことである。

この高明は、天正五年（一五七七）二月二十六日、吉川氏奉行人である児玉春種の発給による備中国新見の所領打渡坪付にその名をみることができると。その後の、同九年（一五八一）六月十三日、吉川家奉公人連署奉書³⁵では差出人の一人となっている。他にも吉川氏の重臣森脇春親と連署で書状を発給していることから、吉川家の中では重要な人物といえる。

差出人の一人である益田元祥は、毛利元就を烏帽子親としている。また、吉川元春の女を正室として迎えていることから、元春は岳父にあたる。前述してきたように、宗像氏貞実子の塩寿の夭逝にともない、元祥の次男元堯（七内）は、天正十四年（一五八六）、宗像氏の養子となるが、兄広兼が文禄四年（一五九五）八月十一日、急死したことにより益田家に戻ったとされると「大官司系譜」は伝える。ただ、この系譜は次男を元堯とするが、元堯は元祥の嗣子広兼の子であり、元祥の孫にあたる。実際の次男は景祥なので、元堯は景祥であるとの指摘もある³⁶。他にも、景祥は、一旦、宗像家の養子となるが、天正八年（一五八〇）には益田のもとに帰ったと「宗像記追考」は記す。両史料は記述内容に齟齬があるが、宗像氏の養子について益田氏が何らかの関わりを持っていたとは理解はできるが、この他は、一次史料がないため不詳である。



(史料二) 益田全鼎・元祥連署書状

しかし、本史料によれば、宗像氏の家督について、吉川父子と益田父子のなかで何らかの話し合いがあったことは窺える。前述の藤野氏の見解にもあるように、宗像氏と益田氏との関係は、天正六年（一五七八）、宗像氏貞のとき宗像社第一宮本殿造営に対して、本材料の調達や寄進が益田氏領内で行われていることなどから深いものがあつたのであろう。

以上のことから、本史料の年次比定は、天正十四年（一五八六）としたい。三月に急死した宗像大宮司氏貞の後継者を立てることが急務となり、関係者のなかで協議されていたのであろう。なお、宛所の元春は同年十一月十五日に小倉で死去しており、元長は翌年六月五日に死去している。

よって、この史料を天正十四年と比定するならば、前記した藤野説による才鶴＝景祥と考えられる可能性は高い。しかし、本文を注視するならば、「宗像方家督之儀」とあるだけで、元祥の次男景祥のことは一切窺えない。厳密に言えば吉川元春・元長宛に益田全鼎と元春を岳父にもつ元祥が宗像氏の家督について述べたに過ぎない。吉川氏と益田氏が宗像氏の家督について協議していることだけは確実であるが、才鶴＝景祥と断定できる史料ではない。よって、本史料は、藤野氏の説の可能性を高めたことは否定できないが、他に関連する一次史料が発見されないことから、解釈に慎重を要するものである。

なお、元祥の嫡子は広兼で毛利輝元を烏帽子親としたが、文禄四年（一五九五）八月に父より先に死去した（二〇歳）。嫡子広兼の死去により、宗像家に養子に行っていた次男は実家に戻り、小早川隆景に仕え朝鮮出兵で軍功をあげ隆景の偏諱を与えられ「景祥」と名乗っている。

第四章 追加寄贈された肥後宗像家の新史料と宗像才鶴の

正体（二〇二一年十一月二十四日記者発表³⁷）

前述した（史料二）の発見により宗像氏の家督について毛利一族である吉川氏とその家臣である益田氏が協議していることは理解できる。しかし、才鶴は益田景祥であるという藤野説に対してあと少しの決め手に欠く部分があることは否めず、慎重な姿勢で可能性が高いとしか発表しなかった。しかし、この宗像才鶴が益田才鶴であつたという次のような決定的な史料が肥後宗像家から寄贈された。

（史料三） 小早川隆景書状（肥後宗像家文書）

就宗像家督之儀、宿老中被差急段、尤^{（存カ）}□候、於吉田、輝元并元春・我等相談、慥^{（益カ）}ニ□田父子申遣之条、□^{（可カ）}為成就候、此等之趣、□^{（可カ）}被仰届候、^{（乃美宗勝）}猶乃兵可申候、恐々謹言

^{（五カ）}□月晦日 隆景（花押）

□帯

御返報

小早川隆景の書状で宛所は不詳である。内容は、宗像の家督について宿老中が後継者の選定について急いでいる。これについて、吉田（安芸国吉田郡山城）において輝元・元春・隆景が相談して、確かに益田父子（全鼎・

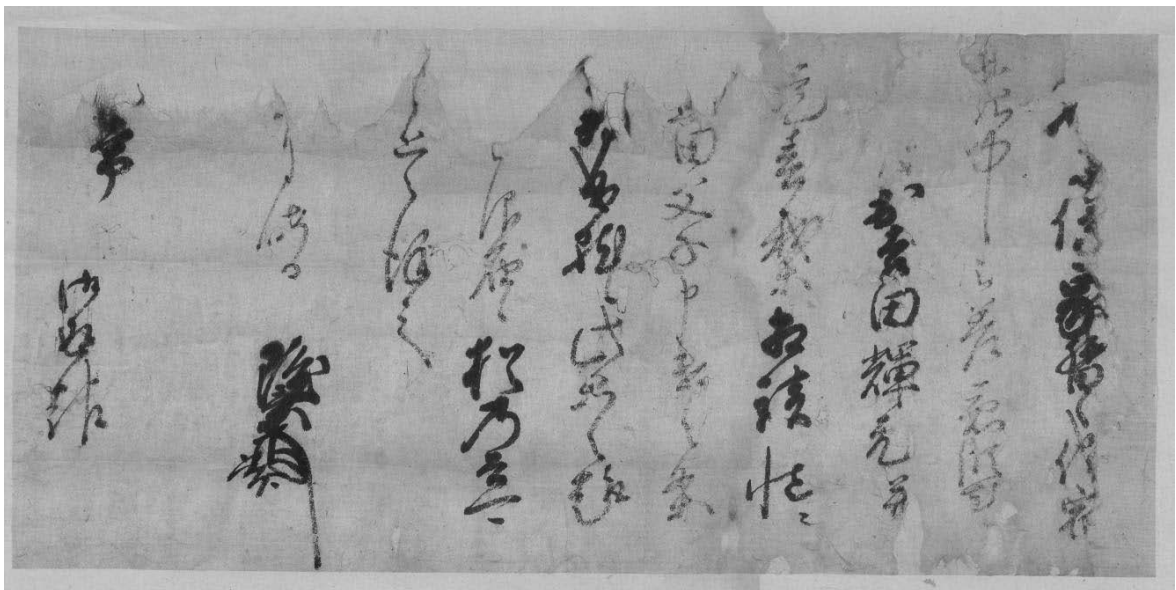
元祥)に申し遣わし、成就となった。この内容について乃美宗勝(隆景重臣)が伝えるという内容である。宛所は不詳であるが宗像家の関係者の可能性もある。

この文書が作成された年は、天正十四年三月に大宮司氏貞の急死に伴い家督を急いで決定する必要があったことや、最初の記者発表のときに紹介した十月十日付けの秀吉判物の宛所が宗像才鶴となっておりこの間に家督の相続がされていることが分かり、この判物も同年に比定できることから天正十四年である。後に詳しく述べるが、この時期に隆景は吉田に行き相談しているのは五月に比定できる。

よって、(史料三)の隆景書状を受けて、益田父子が吉川父子に(史料二)の書状を出したという順になる。

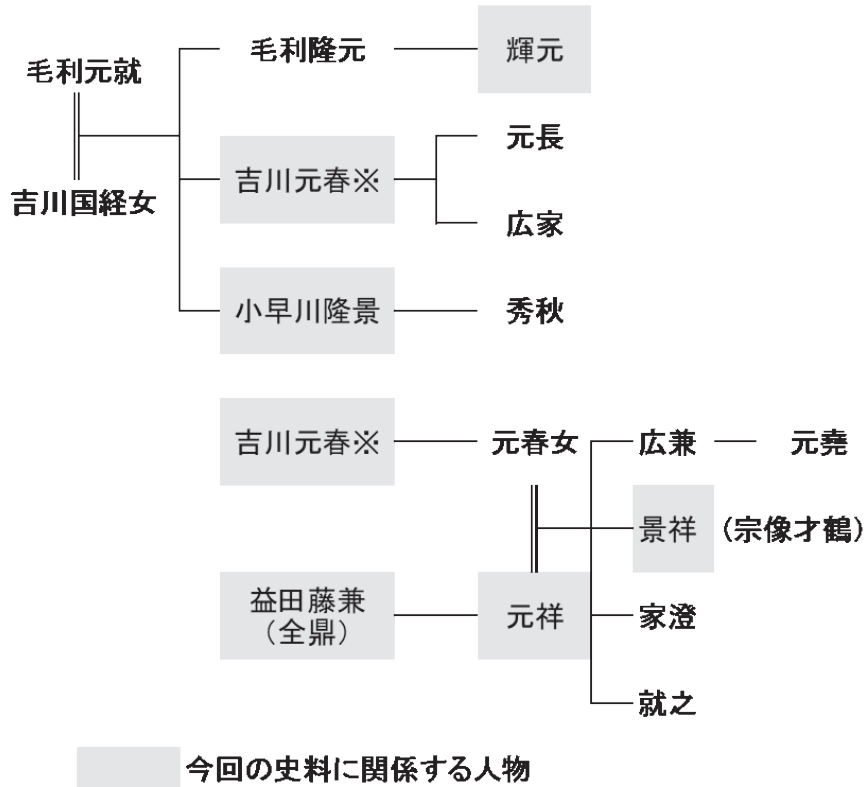
つまり、五月の段階で、宗像の家督について吉田において輝元・元春・隆景が相談し益田父子に申し遣わした(史料三)。この内容を(史料二)にあるように(吉田様)輝元から宗像の家督について吉川父子に伝えた書状があり(「従 吉田様被対御父子へ御紙面」)、そこにはこの書状を益田父子に見せるようにと書かれていた。吉川父子宛ての隆景書状の内容を益田父子は拝見し(「拝見仕候」)、宗像の家督についてはお請けした(「以其辻、可然之様御請奉頼候」)ということになる。

では、なぜわざわざ輝元が吉川父子を通じて益田父子に伝えたのだろうか。次に示す毛利・益田両氏関連系図を見れば理解できる。前述もしているが、益田元祥は吉川元春の女と婚儀を結んだことにより元春は岳父に当たるのである。また、後に才鶴となる景祥は元春の孫にもあたり、主家の



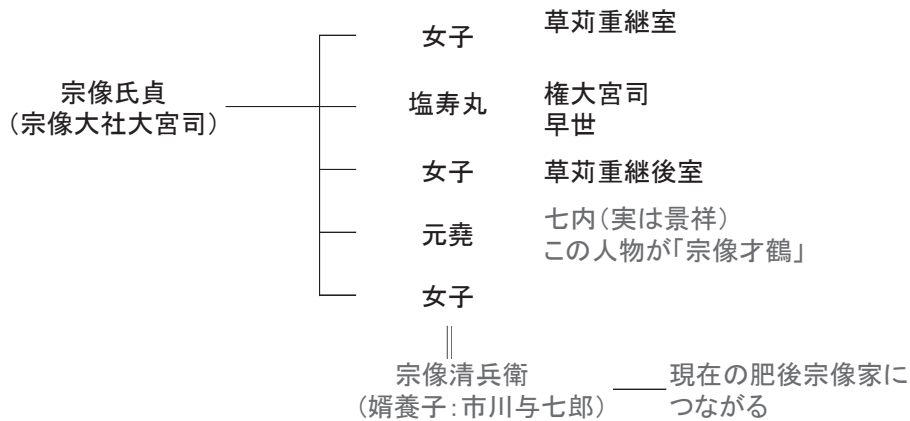
(史料三)小早川隆景書状

毛利・益田両氏関連系図



輝元は叔父に当たる元春とその子元長に、吉川一族となった益田氏に対しての打診役となっていたのである。この様な理由から、天正十四年三月四日の大宮司氏貞の急死直後に景祥の養子縁組が円滑に進んだのである。

「訂正宗像大宮司系譜附記」



よって(史料二)(史料三)から宗像才鶴は益田景祥であることが確実となり、藤野説を証明することとなった。つまり、才鶴女性説はもはや首肯できなくなったといえる⁽⁸⁸⁾。

第五章 益田景祥が宗像家に養子に行った背景

この頃の九州の情勢は、島津氏が龍造寺氏や筑前国の秋月氏を降伏させ、肥後国を平定するなど、その勢力を拡大していった。この中で豊臣秀吉は、天正十三年七月十一日に関白宣下を受けた後、九州侵攻に本格的に乗り出していくこととなる。まず同年十月二日、島津義久に対し勅命を伝える形で判物を発給している（「停戦命令」⁽³⁹⁾）。

しかし、島津氏はこれを無視し北上を続け、大友氏の本領である豊後国に侵攻してきた。

このような中で、秀吉は九州平定を行うべく九州の国人衆の把握をすすめていたが、その中で天正十四年三月四日の大宮司宗像氏貞の急死は大きな障害となった。

同年四月十日付けの朱印が押された毛利輝元宛て十四カ条の「覚」には「一、簡要城堅固申付、其外下城事」「一、蔵納申付、九州弓箭覚悟」など輝元に九州攻めの準備として指示がある。おそらく毛利氏を「九州取次」とする構想も含めたものである⁽⁴⁰⁾。他にも「一、高麗御渡海事」など九州平定の後に唐入りを見据えた記述もある。直前の同月五日に秀吉が大友宗麟と大坂で引見していることも「覚」が出されたきっかけになっているのであろう。

この「覚」の中で注目できる点は、「一、門司・麻生・宗像・山鹿城々々へ、人数・兵糧可差籠事」という記述である。つまり、九州平定における拠点

として門司氏・麻生氏・宗像氏・山鹿氏の各城に対し兵力の支援と兵糧の確保を命じているのである。つまり、秀吉唐人構想の前段階として当主亡き後の宗像氏を掌握する必要があった。この構想実現のために氏貞の後継者を選定することは秀吉にとっても急務であった。

同年五月の暮れに隆景は、九州の情勢と方針について吉田にて輝元と会谈を持っていることは次の史料でも理解できる。

（史料四）小早川隆景書状、冷泉元満宛⁽⁴¹⁾

対手^(手島景繁)市御折紙披見候、今度大友宗麟参会之儀、自 関白殿被仰下之条、

与風帰国候、黒田官兵衛ハ至吉田被罷下、九州立柄等被 仰出候、吾等事令同道罷越候、輝元被申談明隙之条、帰城候、随而何時成共可有御上之通、誠御懇之儀候、猶重畳可申承候、恐々謹言、

左衛門佐

五月廿八日

隆景（花押）

冷民

御返報

この史料は隆景が輝元家臣の冷泉元満に宛てた書状である。大友宗麟が秀吉に謁している様子が書かれており同年と比定できる。これによれば、宗麟は秀吉と面会後に即刻帰国していること、また、黒田孝高は、輝元がいる吉田に行き九州の状況を打ち合わせており、それには隆景も同行していることが理解できる。

この時に、当主不在の宗像氏のこと懸案事項となり、輝元・元春・隆景が相談し、その決定（史料三）が隆景から宗像氏関係者に伝わったのである。また、宗像氏は毛利氏やその一族となった益田氏とも関係が深く、景祥を氏貞の後継者にすることに違和感はなかったと考えられる。

また、秀吉の高麗渡海の構想を実現に向けて進める上で、荒海の玄界灘を渡る航海術に長けた伝統を持つ宗像氏は欠く事の出来ない存在であったのであろう。

令和元年九月十八日にプレスリリースで、秀吉文書二点を発表し、初めて宗像才鶴の存在が事実となったが、その正体は依然不明であった。よって、その時点で謎の人物であった才鶴に対し、メディア上で秀吉が「認めた」人物もしくは、当時の女性説から、「秀吉認めた女城主」など秀吉が承認した人物であるという見出しが多かった。しかし、著者自身は一貫して女性説は強調して居らず、最も重要なことは肥後宗像家が宗像大官司氏貞の確実な子孫であるということを強調し続けていた。

ただ、この時点で著者は、才鶴が「秀吉が認めた」人物であるという認識を持っていた。

しかし、今回の発見（史料二・三）で前記の四月十日の輝元宛ての朱印状などの史料を勘案すると、「宗像才鶴」の誕生は「秀吉が認めた」というよりも、秀吉の九州侵攻戦略の中で、実質的に「九州取次」とされた毛利一族が、秀吉に対しての服属する過程の一貫として位置付けられるものである。つまり、毛利一族となった益田氏から早急に宗像氏に対して養子を出すということは、才鶴が「秀吉仕立ての養子」であったといえる。

前述したが、藤野氏は才鶴（景祥）の養子の理由をまとめると次のようになるという^②。①秀吉政権の中で宗像領を九州出兵の橋頭堡としたい、②豊臣政権にとっては、宗像氏を自分の陣営に引き留めておく必要があった、③毛利氏は、傘下の国衆で宗像氏と親密な交流がある益田氏から養子選ばれた、④この時、才鶴（景祥）は、十歳の少年で後見する人材が必要であった。十二月の香春岳城攻撃で、元祥の指揮下で宗像家中の深田氏が戦っているのはその証左である。

藤野氏のこの四点の主張は、今回の（史料二・三）の発見以前からのもので、その概要はこの段階で既に出尽くされていた。その主張を詳細に裏付けたのが今回の発見であると言える。

天正十四年に、益田氏から宗像氏に養子に入り才鶴と名乗った人物は、その後、文禄四年（一五九五）八月十二日、兄広兼の死去後に益田に戻り、その後、小早川隆景の偏諱により景祥となった^③。才鶴が益田に帰ったことにより宗像の名跡と血脈を次ぐ人物が必要となり、毛利氏家臣の市川少輔七郎^④の子息与七郎が氏貞三女と婚儀を結び宗像清兵衛と名乗り、同じく隆景の偏諱により諱は景延となった。

現在、才鶴という当事者が益田に帰ったにも関わらず、肥後宗像家が現在も秀吉文書二点を所有する理由は、同家が宗像氏貞の子孫であることを証明するために他ならない。また、その才鶴とは誰であるかを証明するものとして、宛所が肥後宗像家の人物ではない益田父子から吉川父子に宛てた書状（史料二）や、隆景がおそらく宗像関係者に宛てた書状（史料三）を肥後宗像家が入手しその正統性を主張したのであろう。

第六章 市川与七郎が宗像家の養子に入り宗像清兵衛と名乗る過程

令和元年九月十八日のプレスリリースで秀吉文書二点が発表され、肥後宗像家がにわか注目されるようになった。その結果、才鶴が益田に戻った後に、氏貞三女が市川与七郎と結婚し宗像清兵衛と名乗らせ、熊本に子孫が移り住んでいたことは既に述べた。しかし、藤野論文発表の前には才鶴が益田の元へ戻っていたという知見は全く得られていなかった。

ただ、最初のプレスリリース資料や拙論⁽⁴⁵⁾にも示したが、「大宮司系譜」を見ていくと氏貞の三女が市川与七郎に嫁いでいることが明確に記載されている。二次資料であるが、この箇所の記載は重要なので再び掲載検討する。ただその前に、確認事項として「大宮司系譜」にある氏貞の長女・次女について述べることにする。

この系図には、氏貞の後継者として長女・次女と婚儀を結んでいるので、草刈重継についても記されている。

「大宮司系譜」によれば、草刈重継は、天正十四年に小早川隆景が筑前国と筑後国を領したとき筑前宝満山を預けられた。また、筑前国那珂・三笠・早良の三郡を領した。この頃に宗像家に迎えられ氏貞の長女と結婚する。その後、文禄四年（一五九五）、朝鮮での働きにより秀秋より十二月朔日に筑後国三井郡二か村と同三原郡五か村の都合二〇〇〇石を与えられる⁽⁴⁶⁾。その後の行動について「大宮司系譜」は次の様に伝える。慶長五

年（一六〇〇）の関ヶ原の合戦後に主人であった小早川秀秋が筑前国の領知から岡山に移る際に、嫡男就継等と共に筑前から離れ、宗像所領が没収されることとなった。毛利の家臣に復した重継は、長州国三隅を領し居住した。その時、氏貞の後室と幼い娘二人も同行した。この娘がおそらく氏貞の次女と三女である。この段階で大宮司宗像家の再興が不可能となり、宗像家の家系什書等は残らず重継が譲り受けた。なお、宗像社職は家臣が残留し祭祀を務めることとなった。

氏貞次女は、当初才鶴（七内、のち景祥）⁽⁴⁷⁾と婚約していたが、才鶴が益田に帰ったため、破棄になり、長州に移り住んだ。長女が慶長十年（一六〇五）に三十三歳で死去すると、その子が幼かったこともあり養育するために重継と結婚し元和八年（一六二〇）に三隅で死去した。これらの内容を前提として三女の部分を見てみることにする。

（史料五）「大宮司系譜」

市川与七郎室

女子（三女）

母同（白杵越中守鑑速女）

氏貞の後室来長州之後、暫住備前国、于時具末女、備前住人⁽⁴⁸⁾嫁

市川氏、依之市川与七郎改宗像清兵衛、子孫在肥後熊本、摂州大坂、

氏貞後室又帰長州三隅卒、同所了性院建石塔（括弧内の記述と傍線

部は著者による）

三女は、宗像から重継や氏貞後室と共に長州三隅に移りしばらく住んだ後に備前国の住人である市川与七郎に嫁いでいる。この与七郎が名を改めて、宗像清兵衛となるのである。なお後室は、その後三隅に戻りそこで死去している。

この三女が草薙家の所持していた宗像家什書の中の「肥後宗像家」関係史料を受け継いで子孫に伝えたと考えられる。

なお、市川与七郎が宗像家に養子となり宗像清兵衛と名乗る時期については、次の史料によって理解できる。

(史料六) 小早川秀秋知行方目録(肥後宗像家文書)

知行方目録

一 三拾壹石四斗七升

筑後国生葉郡
(三牟田)
ミむた村

一 貳百拾八石五斗壹升

同
(大)
おほ村

一 百五拾五石八斗

同竹野郡
志庄村

一 百九拾四石貳斗三升

同生葉郡
下宮田村之内

合六百石

右令扶助訖、全可領知者也

三月三日 秀秋(花押)

市川与七郎とのへ

この史料は、慶長四年(一五九九)二月に再び筑前・筑後の旧領を宛行われた小早川秀秋が、家臣の市川与七郎に筑後国の生葉郡・竹野郡内都合六百石を与えた知行目録である。次に、本史料の年代比定を行う。文禄三年(一五九四)、秀秋は小早川隆景の養子となり秀俊と名乗る。その後、慶長二年(一五九七)七月に隆景の死去後に秀秋と諱を改めており、その後であることは理解できる。秀秋が発給した他の「知行方目録」も確認できる。同じ三月三日付けで家臣である富松小藤太宛てに発給している⁽⁴⁹⁾。花押も本史料と同様のものであり、翌年岡山城に移封した後のもの⁽⁵⁰⁾と明らかに異なる。

このことから、与七郎は、おそらく秀秋が、慶長五年、関ヶ原の戦いの功績により備前・美作五十万石に移封したときに、そのまま九州に残り、同時期に豊前国小倉に入封した細川忠興に仕えたものと思われる。与七郎はこの時に、宗像家の名跡を継ぎ宗像清兵衛を名乗ったと考えられる。また、市川与七郎宛の秀秋知行方目録の存在は、この史料を肥後宗像家が所収していることや関連史料からも、与七郎が宗像清兵衛と名乗り同家の名跡を繋げることに貢献したことの証左となる。

宗像清兵衛は、豊前で細川忠興・忠利に仕えた。その後、寛永九年(一六三二)、細川氏の転封に伴い熊本に來ている。実は、この清兵衛は、藩



(史料六)小早川秀秋知行方目録

主忠利の側近で「御国之物奉行」として郡奉行や代官以下を支配した重要人物であり、近世細川氏を研究するものにとっては誰もが知る人物であった。

たとえば、細川氏の肥後入国後、忠興の隠居領三万七〇〇〇石が益城郡に決定した時に「益城郡之内、我々知行分三萬七千石之分、宗像清兵衛手前乃美主水・貴田半左衛門受取、今日廿二罷帰候、宗像も参候間、則絵図をも受取申候⁽⁵¹⁾」とあるように、藩主忠利の決定を清兵衛が、忠興家臣の乃美・貴田兩名に伝えている。このことから、重要な職責を負っていたことが分かる⁽⁵²⁾。

細川藩士となった清兵衛は、宗像氏貞の三女と婚儀を結んでおり四人の男子をもうけた。四人の内、長男(加兵衛)・次男(吉大夫)は忠利死去に伴い、三男(少右衛門)は忠利の次の藩主光尚の死去に伴いそれぞれ殉死している。これにより、殉死の家として細川家の家記『綿考輯録』に掲載されるなど、細川藩の藩士として宗像の名を幕末まで伝えている。四男(長五郎)は、兄たちの殉死により秀吉文書等の重要文書を一時的に引き継ぎ、母(氏貞三女)と共に京都に隠棲した。長五郎の三代後の内蔵助の時、その家は断絶したが、秀吉文書をはじめとする宗像家関係の文書は長男の加兵衛の家に残り現在に至る⁽⁵³⁾。

おわりに

ここでは本稿の理解を助けるために、全体の概要を述べることで「おわ

りに」に代える。

令和元年（二〇一九）七月上旬頃、熊本県多良木町の職員から史料群が寄贈されたという連絡があった。遠方にいた著者は、先ず特徴のありそうな史料二点の画像をデータで入手した。それが、豊臣秀吉の判物と朱印状であった。宛所はいずれも「宗像才鶴」となっていた。所有者となった多良木町と調査を進める段階では、宗像大宮司の子孫は研究上では断絶したとされていた。しかし、細川家史料の「先祖附」や『綿考輯録』などを調べると、肥後宗像家は、宗像という名跡と最後の大宮司とされる宗像氏貞の血脈を受け継いでいたと初めて判明した。つまり、正統な宗像大宮司家の子孫として、幕末まで細川家の家臣として熊本に住んでいたことが明らかになった。この内容を、令和元年九月十八日に多良木町と共にプレスリリースを行った。多くのメディア等に取り上げられ反響は大きかったが、多良木町と著者の意図とは異なり宛所の「宗像才鶴」が注目された。

この「才鶴」については、前述の本多氏により「大宮司系譜」等に登場しない人物として、研究上で初めて紹介されていた⁵⁴。この時点で同氏は、史料の制約もあって「不明とせざるをえない」としている。また、関連史料に氏貞後家の記載があり、同時代のものに他の人物が想定できないことから「才鶴＝氏貞後家」という結論を得たが、「史料は乏しく、可能性の存在を指摘するに留めたい」とあくまで研究者としての慎重な姿勢を貫いている。

しかし、記者発表後、「宗像才鶴」という部分が女性説と密接に関係を結ぶ中で、メディア等や桑田氏の喧伝⁵⁵もあって、根拠が乏しいながらも巷間に女性説が広まっていった。

この様な中で、藤野氏は従来の女性説に全く与せず、石見国の益田氏関係の史料と「大宮司系譜」を冷静に穿ち新たな学説を立てた⁵⁶。同氏によれば、年次が天正六年（一五七八）から同十二年と推定される吉川元春書状の文言に、「ますた才鶴」の名前を確認した。この人物は、毛利氏重臣益田元祥の次男で、元祥は元春の女と成婚したことから、元春の孫にも当たる。この様な前提から改めて「大宮司系譜」をみると、従来は誤りとされていた⁵⁷系譜の「七内・元堯」の部分を「七内・景祥」と訂正すれば、景祥が一時的に宗像家の養子となり益田に帰ったことと矛盾しない。よってこの景祥こそが宗像才鶴であるという。

藤野氏の説は、正統に史料から才鶴の正体を導き出したもので、乏しい根拠の中から市井に浸透した才鶴女性説に対し、論理構成に違和感を覚えることがなかった。ただ、論理的な藤野説も、新しい史料が発見されるまではこれ以上の進展は望めなかった。

その後、肥後宗像家から段階的に多良木町に史料の寄贈があり、その中で天正十四年と比定できる（史料二）の益田全鼎・元祥父子が、吉川元春・元長父子に宛てた書状が発見された。この書状は、「宗像方家督之儀被申上」と始まり、文末に「以其辻可然之様御請奉頼候」とあることから益田父子が宗像氏の家督について関与していることが明らかになり、藤野説がにわか注目されることになった。ただ、冷静に史料を読むと、益田父子が宗像氏の家督について述べている点は注目できるが、明確に益田氏から宗像氏に養子縁組みがされるとは記載されていない。このため令和三年（二〇二一）四月二十日に多良木町とおこなったプレスリリースでは、

慎重を期し藤野説の可能性が高まったという表現を行った。

このプレスリリースの後、再び肥後宗像家から史料（史料三）の寄贈があった。軸装してあり、この文書を同家では重要視していたことがうかがえた。この史料の発見に基づき同年十一月二十四日に多良木町と共に三度目のプレスリリースを行った。

新しく寄贈された史料は、小早川隆景書状であった。「就宗像家督之儀」で書き出される本状は、吉田にて毛利輝元・吉川元春・小早川隆景が参集し、相談して宗像家の家督を益田親子に確かに申し遣わしたとあり、天正十四年三月の氏貞急死に伴い、宗像家の跡継ぎを決定することが急務となり、毛利一族とその一族となった益田氏の中で養子が決定していた。この書状の日付を五月晦日とすることにより、六月十三日付けの（史料二）との関係性が明確となり、益田氏と宗像氏が養子縁組を行っていることが証明され、藤野説が首肯されることとなった。両書状の宛所が、肥後宗像家の人物ではないにもかかわらず、同家が所蔵していることも含めて、謎の人物とされた宗像才鶴が益田景祥であると初めて一次史料により比定された。つまり、両書状は、肥後宗像家が正統な大宮司氏貞の子孫として証明するために同家に残されたといえる。

以前の才鶴女性説は、二〇一九年九月十八日の最初のプレスリリースで発表した秀吉文書二点によって可能性が高まったことは一度もなく、具体的に「才鶴＝氏貞後室」という史料は存在しない。あくまで仮説であり、そのことは多良木町との共同の史料調査で一貫して主張してきた。よって、今回の一連の史料の発見により、「才鶴女性説」は、これらの一次史料群

を積極的に否定する一次史料が出現しない限りにおいては、もはや認めることはできない。今後、一連の史料発表等により、宗像氏研究の歴史記述が書き換わるものと期待し、正統な研究者による真摯な研究の継続を希求するものである。

〔謝辞〕

・今回の肥後宗像家文書との出会いは、著者にとって新しい史料が次々に発見され、学説が次々に書き換えられるスリリングな体験であった。貴重な文書群をほとんど散逸もなく現在に伝えた肥後宗像家に敬意を表したい。また、その貴重な文書群の調査を、著者に委託していただいた多良木町と同家のご子孫に深甚の謝意を申し上げる。

・本稿の執筆について、東京大学史料編纂所の村井祐樹・畑山周平・小瀬玄士の各氏にアドバイスをいただいた。特に小早川隆景書状（史料三）の解釈については、村井・畑山両氏のご教示によるものが多い、記して感謝を申し上げます。

（九州大学比較社会文化研究院）

註

- (1) 令和元年（二〇一九）九月十八日に多良木町でおこなわれたプレスリリースと、その時に配布した著者による資料により初めて明らかになった。
- (2) このことは、平成三〇年（二〇一八）八月に発刊された『大日本史』（第十一編之二十八、東京大学史料編纂所）の「筑前宗像社大宮司宗像氏貞卒ス」

と題された割り当て部分に肥後宗像家のことが触れられていなかったことから、全くの盲点と言える内容であったことが分かる。

(3) 『宗像大社文書』第一巻、文書番号一七二・一七三、宗像大社文書編纂刊行委員会、一九九二年。

(4) 一方、新修宗像市史編纂室編集による『宗像市史研究』では、河窪奈津子氏による「大阪宗像家文書」（河窪奈津子「大阪宗像家文書の紹介」『宗像市史研究』第四号、新修宗像市史編纂委員会、二〇二一年）という造語を掲載している。河窪氏によれば、この文書は宗像と名乗る萩藩の御用商人が、天明七年以前に同姓であることから二十五点を当時の所有者であった草薙家から借りて臨写したものであるという。つまり、現段階では、宗像と偶然に同姓を名乗る家の先祖が正統な社家文書を書写したコレクションに過ぎないのである。よって、研究上で誤解を招かぬよう、この造語は、例えば「(大阪)宗像氏所蔵文書」と収集した史料であることを明記しなければ研究上の瑕疵になる。

(5) このプレスリリース資料は、多良木町のホームページ上で確認できるほか、九州大学図書館のレポジトリの著者名でも確認できるが、本稿の理解のため重要な内容なのでここに掲載する。

(6) 新修宗像市史編纂委員の桑田氏と河窪奈津子氏は、十月二十二日に多良木町を訪れており、その時に著者と多良木町職員が対応し、プレスリリース資料と関連史料一切を渡し、説明をおこなっている。また、この時に両氏は「宗像氏の子孫が熊本にいたとは全く知らなかった」と発言している。

(7) 『宗像市史研究』第三号、令和二年（二〇二〇）三月、四十七頁。

(8) なお、現在ウェブ上で公開されている『宗像市史研究』（桑田論文）には、

著者のプレスリリース資料を参照したことについて、令和三年十一月二十四日付けの「追記」が突然に文末になされている。しかし、前述のような経緯から、桑田論文の引用にあたっては十分な注意が必要である。

(9) 『宗像市史』通史編、第二巻古代・中世・近世、宗像市史編纂委員会、一九九九年、六五三～六五六頁。

(10) 『毛利家文書』「四六 豊臣秀吉朱印領知目録」『宗像市史』史料編 第三巻近世、宗像市史編纂委員会、一九九五年（以下『宗像史料』とする）。

(11) 『毛利家文書』「四七 豊臣秀吉朱印状」『宗像史料』「二二五七 小早川左衛門佐宛朱印状」『豊臣秀吉文書集』（以下『秀吉文書』）三、名古屋博物館、二〇一七年。

(12) 「原文書」。「二四 石田三成・大谷吉継・安国寺恵瓊連署書状写」『宗像史料』。

(13) これについて河窪氏は、大宮司系譜等にある「塩寿丸」は「益田元祥」の次男の景祥である」としている（河窪奈津子「宗像記追考」が語る宗像戦国時代の虚実」『福岡県地域史研究』二十四、二〇〇七年）。

(14) 『秀吉文書』三、一四九頁、名古屋博物館、二〇一七年。

(15) 桑田氏は、前述の六月二十八日付けの隆景宛、朱印状の日付を六月二十五日と違えている。この時期の北部九州の情勢は著しく変化していたことから日付の修正は必須である（桑田和明『戦国時代の筑前宗像氏』（以下『桑田本』）花乱社、二〇一六年、二二二～二三三頁）。

(16) 『桑田本』二二二頁。

(17) さらに、桑田氏は才鶴女性説について註の中で「宗像才鶴が氏貞の後室である可能性があることは既に本多博之氏も指摘している（傍線部は著者によ

る」と自分の着想のような記述をしており、これは研究倫理の「不適切引用」にあたる可能性を否定できず、プライオリティーの観点からも憂慮すべき問題である。

(18) 藤野正人「益田景祥と宗像才鶴 筑前の国衆、宗像大宮司氏貞の後継者」『七隈史学』第二二号、二〇二〇年。

(19) 河窪前掲論文。

(20) 藤野氏の学説の概要について、多良木町教育委員会発行の報告書に加筆修正した（花岡興史「新発見の豊臣秀吉文書と肥後宗像家」『多良木町文化財調査報告書 第二集 肥後宗像家文書 調査報告書（以下『多良木町報告書』）』令和三年（二〇二二）九〜十頁）。

(21) 「七七三 第一宮御宝殿御棟上之事置札」『中世益田・益田氏関係史料（以下『益田史料』）』益田市教育委員会、二〇一六年、三一六〜三二二頁。

(22) 「訂正宗像大宮司系譜附記（以下、「大宮司系譜」）『宗像郡誌』中編、一九三一年。

(23) 河窪前掲論文。

(24) 「八四四 吉川元春書状写」『益田史料』、三五二頁。

(25) 河窪前掲論文。

(26) 『桑田本』二二〇頁。

(27) 「朝日新聞」九州・山口版。

(28) この文章は、『多良木町報告書』に掲載された内容に新しく得られた知見より加筆修正した。

(29) 『萩藩閥閥録（以下、『閥閥録』）』（第四巻、山口県文書館、一九六七年、五

〇〜五一頁）の「市川三右衛門」の項の系図には、市川経好の子として元教（少輔七郎）とあるが、その子の与七郎の名は見えない。

(30) 『大日本古記録上井覚兼日記』下、東京大学史料編纂所、一九五七年。四八頁。

(31) この部分はプレスリリース資料を要約している。全文は、多良木町のホームページ上で確認できる。その他、九州大学図書館のレポジトリの著者名検索でも確認できる。

(32) 「七七二 宗像第一宮御宝殿置札（宗像大社所蔵）」『益田史料』。

(33) 益田氏の概要については『国史大辞典』（吉川弘文館）の「益田氏」を参考にして執筆した。

(34) プレスリリースの時点では、「吉田様」については吉田に在住の毛利輝元であると想定していたが、慎重を期してこの段階では不詳とした。

(35) 東京大学史料編纂所データベースより。

(36) この元堯は景祥であるという指摘は多くされているが、氏貞の嫡男である塩寿丸の存在を認めた上での景祥（七内）とした点で藤野氏の説は説得力を伴うものである（藤野前掲論文）。

(37) この部分もプレスリリース資料を要約している。この資料の全文は、多良木町のホームページ上で確認できる。その他、九州大学図書館のレポジトリの著者名検索でも確認できる。

(38) ただ、残念なことにこの隆景書状が発見され才鶴女性説は否定されたにも関わらず、二〇二二年三月三日の「西日本新聞」の文化面には「宗像氏巡り深まる謎」『才鶴』は女性か男性か」とタイトルを付けた記事が掲載され、才鶴の正体が明らかになったにもかかわらず女性説を併記し継続させてい

る。原史料により証明された内容について、一般には理解し難いのであろうか。

(39) 『秀吉文書』二、二六五頁、名古屋博物館、二〇一六年。

(40) 山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』校倉書房、一九九〇年、二十七頁。

(41) 「冷泉文書」一〇〇五号(土居聡朋・山内治朋・村井祐樹編集『戦国遺文・

瀬戸内水軍編』、二〇一二年)。同じ内容が『閩閩録』(第三卷、二二三頁)にも掲載されている。

(42) 藤野前掲論文、一二九頁。

(43) 藤野前掲論文、一二六頁。

(44) 毛利家の中では並ぶものがない程の親戚縁者とされている市川氏の長男である少輔七郎は、天正六年(一五七八)三月、敵対する大友義鎮に指嚇され毛利氏に反旗を翻している(光成準治『小早川隆景・秀秋(以下、『光成本』)、ミネルヴァ書房、二〇一九年、一〇八〜一〇九頁)。

(45) 花岡興史「新発見の豊臣秀吉文書と肥後宗像家」『沖ノ島研究』六、二〇二〇年、四十四〜四十五頁。

(46) 『閩閩録』一、八一四頁。

(47) 「大宮司系譜」にはこの人物を七内(元堯)と記すが、「藤野論文」により訂正した。

(48) 父の少輔七郎が主家の毛利氏に謀反を起こしたことにより(前掲『光成本』)、市川家の家督は経好次男の元好が継ぎ、少輔七郎の長男である与七郎の立場が微妙となった。この結果与七郎は、市川氏の元々の管理地である防長の地から備前に移り住んだと思われる。なお、このためか『閩閩録』の「市川三

右衛門」の項には与七郎の名前は見えない。

(49) 「小早川秀秋知行方目録 慶長四年三月三日」東京大学史料編纂所、請求番号〇一、五。

(50) 「小早川秀秋知行方目録 慶長五年霜月十一日」岡山県立博物館蔵。

(51) 寛永十年五月二十二日付け忠利宛の書状(『大日本近世史料 細川家史料』五、一一〇二)。

(52) 拙著「細川忠興と八代城 ―隠居体制と隠居城の普請について―」『八代市文化財発掘調査報告書第五集 八代城二の丸』八代市教育委員会、二〇二〇年、一二六頁。

(53) 肥後入国後の宗像家の動向は、『沖ノ島研究』第六号(二〇二〇年三月)に掲載された「新発見の豊臣秀吉文書と肥後宗像家」と題する拙論に詳述している。なお、拙著の内容は、九州大学図書館レポジトリにても著者名検索で確認できる。

(54) 前掲『宗像市史』。

(55) 桑田前掲本。

(56) 藤野前掲論文。

(57) 河窪前掲論文、桑田前掲本。

本誌の既刊行分データは、本遺産群のデジタル・アーカイブ
「MUNAKATA ARCHIVES」の「宗像研究文献」より閲覧・ダウンロードできます。
<https://www.munakata-archives.asia/>

沖ノ島研究 第八号

2022(令和4)年9月発行

発行:「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

(事務局:福岡県 人づくり・県民生活部文化振興課

九州国立博物館・世界遺産室

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号)